

「生物多様性国家戦略」の策定経緯

■ 生物多様性条約 採択（平成4年5月）

（条約第6条）締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成する。

■ 生物多様性国家戦略 決定（平成7年10月）

■ 新・生物多様性国家戦略 決定（平成14年3月）

■ 第三次生物多様性国家戦略 閣議決定（平成19年11月）

■ 生物多様性基本法 制定 （平成20年6月法律第58号）

（法第11条）政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性国家戦略）を定めなければならない。

生物多様性条約COP9
（ドイツ・平成20年5月）
→ COP10日本開催決定

G8環境大臣会合
（神戸・平成20年5月）
（イタリア・平成21年4月）

自然公園法改正
自然環境保全法改正

G8首脳会合
（洞爺湖・平成20年7月）
（イタリア・平成21年7月）

自然環境・野生生物合同部会
（平成21年7月9日）
生物多様性国家戦略策定 諮問
（平成22年3月1日） 答申

生物多様性国家戦略 2010 閣議決定